

糸魚川市立下早川小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立下早川小学校

はじめに

本校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立下早川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

第二条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（法 第一章 総則 第二条より）

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識に加え、特に以下の点を十分認識すること。

- ① 「いじめは、絶対に許されない人権侵害である」という強い認識をもつ。
- ② いじめの問題は、教師の人間観や指導の在り方が問われる問題である。
- ③ 家庭・学校・地域の関係者が各々の役割を果たし、一体となった取組が必要である。
- ④ いじめを当事者同士だけの問題にとらえず、集団の問題として扱う。

(3) いじめの様態

- 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる等の暴行を受ける。
- 仲間外しや、集団による無視をされる。
- 冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なこと（あだ名、菌、女（男）っぽい等）を言われる。
- 遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる（プロレスごっこ、鬼ごっこ）
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を通じて、誹謗中傷、嫌なことをされる。

(4) いじめの四層構造

- いじめる児童（加害者）
- いじめを受ける児童（被害者）
- いじめを見て、はやし立てたり面白がったりして、いじめを助長している児童（観衆）
- 見て見ないふりをして、暗黙的に支持している児童（傍観者）

※大きな割合を占める傍観者を正しい方向に導くことが重要

(5) いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

(6) いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- ①表面的な言葉や態度だけで判断せず、当事者同士の関係性に着目して判断する。(いじり、じゃれ合い等で) いつも同じ子が標的になっているような場合は、本人がいじめと認めなくても、いじめと疑って対応する。
- ②好意による言動で相手を傷つけてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

①いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をとおして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。(学級経営・学習指導の充実、異学年交流や児童会活動におけるよりよい人間関係づくり)
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。(副読本「生きる」の活用)
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。(いじめ見逃しゼロ強調月間、いじめ見逃しゼロスクール集会等)
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。(学校のホームページに掲載する。児童及び保護者に説明する機会をもつ。)

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象の生活アンケート調査(毎月)と教育相談(6月、11月、2月、随時)
- ・保護者対象の生活アンケート調査(7月、11月、随時)

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・こども教育相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

①設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、こども教育相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・ いじめの発生時の対応に関すること（いじめ発生時は緊急に開催）

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る情報を得た（相談を受けた場合も含む）場合は、複数の教職員で速やかに事実を確認（被害児童、加害児童、周辺の児童）する。気持ちに寄り添いながら丁寧に行う。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級での指導、全校集会等において関係者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

第二十八条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(法 第五章 重大事態への対処 第二十八条より)

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童 対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童理解研修（年度当初の共通理解）	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○小小交流（通年） ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○あいさつ運動、異学年交流（通年）	○いじめ防止対策の説明（授業参観、つつじが丘の教育説明会、学級懇談会） ○あいさつ運動（通年） ○学校だより（いじめ防止等取組の広報） ○PTA 活動の充実（通年） ○家庭訪問（情報交換、指導の共通理解）
5	○児童の情報交換（毎週、毎月定例）	○運動会（社会性育成等）	
6	○児童の情報交換	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○5年自然体験教室 ○6年修学旅行 ○教育相談 ○Q - U検査①	
7	○前期学校評価（いじめの実態把握） ○児童の情報交換	○1学期の振り返り ○家庭・地域での活動の充実	○授業参観、学級懇談会 ○PTA だより「つつじが丘」発行
8	○生徒指導研修（外部講師） ○前期学校評価（取組の見直しと改善策検討） ○児童の情報交換	○東中部活動体験	○家庭・地域での健全育成 ○地域ふれあい活動
9	○児童の情報交換	○親善陸上大会（自他の尊重） ○人権学習、同和学习	○参観日（人権学習会）
10	○児童の情報交換	○中1チャンス ○文化祭（社会性育成等）	
11	○児童の情報交換	○教育相談 ○Q - U検査② ○いじめ見逃しゼロスクール集会	○糸魚川東中入学説明会 ○保護者アンケート ○個別懇談（情報交換、指導の共通理解）
12	○後期学校評価（いじめの実態把握） ○児童の情報交換	○人権教育強調週間 ○2学期の振り返り	○保護者懇談会 ○PTA だより「つつじが丘」発行
1	○後期学校評価（取組の見直しと改善策検討） ○生徒指導研修（カウンセラー） ○児童の情報交換	○6年糸魚川東中体験入学	○自由参観日
2	○児童の情報交換	○市民スキー大会（自他の尊重等） ○移行学級 ○卒業、進級に向けた取組 ○教育相談	○スキー大会支援
3	○学校評価（新年度体制づくり） ○児童理解研修	○年度の振り返り ○卒業式（自他の尊重等）	○いじめ防止対策の説明（授業参観、つつじが丘の教育報告会、学級懇談会）